

多文化社会学部における専門教育科目の外国語技能検定試験等の成果に係る学修の取扱いに関する申合せ

平成29年1月5日
学部長 裁定

長崎大学多文化社会学部規程第21条の2第2項の規定に基づき、専門教育科目の外国語技能検定試験等の成果に係る学修の単位認定の取扱いについて、次のとおり申し合わせる。

(単位認定の基準)

1. 外国語技能検定試験等（以下「検定試験等」という。）における成果に係る学修は、別表に定める単位認定の基準により、専門教育科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

(申請)

2. 専門教育科目の検定試験等の成果に係る学修の単位認定を希望する学生（以下「申請者」という。）は、所定の期日までに、次の書類を学部長に提出しなければならない。
 - (1) 単位認定申請書（別記様式）
 - (2) 成績証明書又は学修の成果を証明する書類

(単位認定等)

3. 教務委員会は、提出された単位認定申請書及び成績証明書又は学修の成果を証明する書類により、認定の可否を審議する。
4. 単位認定は、教授会で審議の上、決定する。
5. 認定された授業科目の成績評価は、「認」とする。
6. 学部長は、単位認定の可否を、文書により申請者へ通知する。

附 則

この申合せは、平成29年1月5日から施行する。

附 則

この申合せは、平成30年4月19日から施行する。

附 則

この申合せは、令和元年11月21日から施行する。

附 則

この申合せは、令和2年7月16日から施行する。

附 則

1. この申合せは、令和5年6月19日から施行する。
2. 令和5年6月19日現在本学部 に在学している者については、改正後の多文化社会学部における専門教育科目の外国語技能検定試験等の成果に係る学修の取扱いに関する申合せの規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の別表の規定は、平成30年度入学者から適用する。

別表

検定試験等における成果に係る学修の単位認定基準

検定試験等	資格等	認定対象の授業科目	単位数
中国語検定 (日本中国語検定協会)	3 級 (ただし, 得点率 65%以上に限る。)	中国語総合表現 I , 中国語総合表現 II	各 1 単位
		中国語総合表現 I , 中国語総合表現 II ,	各 1 単位
	3 級 (ただし, 得点率 70%以上に限る。)	中国語文献討論 I , 中国語文献討論 II	各 2 単位
		中国語総合表現 I , 中国語総合表現 II ,	各 1 単位
	2 級以上	中国語文献討論 I , 中国語文献討論 II ,	各 2 単位
		中国語プレゼンテーション	1 単位
漢語水平考試 (HSK) (中国国家漢語国際 推進事務局)	筆記 3 級・口頭中級	中国語総合表現 I , 中国語総合表現 II ,	各 1 単位
		中国語文献討論 I , 中国語文献討論 II	各 2 単位
	筆記 4 級以上・口頭高 級	中国語総合表現 I , 中国語総合表現 II ,	各 1 単位
		中国語文献討論 I , 中国語文献討論 II ,	各 2 単位
		中国語プレゼンテーション	1 単位
華語文能力測検	基礎級	中国語総合表現 I , 中国語総合表現 II ,	各 1 単位
		中国語文献討論 I , 中国語文献討論 II	各 2 単位
	進階級	中国語総合表現 I , 中国語総合表現 II ,	各 1 単位
		中国語文献討論 I , 中国語文献討論 II ,	各 2 単位
		中国語プレゼンテーション	1 単位

- 1 検定試験等の資格等は, 本学に在学中に取得したもので申請時において当該試験の資格等取得後 2 年を経過しないものに限り, 認定の対象とする。
- 2 2 種類以上の検定試験等が同一時期に認定の対象となる場合は, いずれか 1 種類の検定試験等について認定を行う。
- 3 単位の認定を受けようとする者が既に認定対象の授業科目の一部について単位を修得している場合は, 当該授業科目を除く授業科目について認定を行う。